

小坂町出前講座 実施要項

1 趣 旨

地域や各種団体等の要請に応じ、町職員自らがその担当分野について講師となって出向き、町の施策及び事業の共通理解を図るとともに、町民の郷土学習、生涯学習の機会として出前講座を行う。

また、質疑や意見交換等を通じて町民の行政ニーズの把握に努め、町民の声を施策に反映させるよう努める。

2 内 容

- ・町各課班等が「出前講座」に登録したメニューとする。
- ・産業、福祉、環境、教育など、町民の生活に身近な分野をはじめ、広く町民が関心ある施策や制度、最新の情報等について説明する。
- ・新しい事業や複雑な制度等についてわかりやすく解説し、理解を深めあうとともに、より一層の事業推進につなげていく。
- ・毎年4月に「出前講座」の内容をとりまとめ、速やかに町民へ周知する。

3 対 象

地域（自治会等）、各種団体、グループ、企業などが行う学習会等とする。
ただし、営利を目的としたものは対象外とする。

4 開催日時

原則として、平日の8時30分から17時15分までの1～2時間程度とし、実施課・班等と申込者で協議する。

5 経 費

職員の派遣に関する経費は担当課等が負担する。

ただし、会場使用料や有料の資料等が必要な場合は、申込者負担とする。

6 申込方法

申込期限は原則として実施日のおよそ一ヶ月前とし、「小坂町出前講座メニュー」に掲載している実施課・班等へ直接に申し込む。

7 報告書の提出

- ・報告書（アンケート）は、出前講座実施後速やかに出前講座申込者が生涯学習推進本部事務局へ提出するものとする。
- ・出前講座を実施した町各課班等は、提出された「小坂町出前講座申込書」を小坂町生涯学習推進本部事務局へ提出すること。

～出前講座に関するお問い合わせ～

小坂町生涯学習推進本部事務局（教育委員会学習振興班内）

TEL 29-2069 FAX 29-4436